

## 「ふくしま住宅建築賞」実施要綱

平成 17 年 12 月 21 日制定

平成 28 年 12 月 20 日改定

### (趣 旨)

第 1 条 住まいに対する県民のニーズと社会的要請に応えるべく、地球環境にやさしく、地域の周辺環境に調和し、美しい景観の形成に寄与するとともに、安全で安心で快適である住まいづくりに貢献した方々を表彰することにより、ふくしまらしい住まいづくり並びに魅力あるまちづくりの意識の醸成を図ることを目的として、「ふくしま住宅建築賞」(以下「住宅建築賞」という。)を実施する。

### (対 象)

第 2 条 住宅建築賞の賞の対象は、建築士が県内で設計又は施工した住宅とし、その範囲については別に定める

### (賞の種類)

第 3 条 住宅建築賞の賞の種類は、最優秀賞、優秀賞、特別賞、奨励賞、入選及び福島県知事賞とする。

### (主催者)

第 4 条 住宅建築賞は、公益社団法人福島県建築士会(以下、「建築士会」という。)が主催し、福島県並びにこの趣旨に賛同する関係団体等の協力を得て、毎年 1 回実施するものとする。

### (審査委員会)

第 5 条 賞の対象を審査し、受賞者を選考、決定するため、住宅建築賞審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は次の事項について審議する。

(1) 審査項目に関すること

(2) 審査、選考及び各賞の決定に関すること

3 審査会は、10 名以内の委員で構成し、建築文化に関する有識者、建築士会の各方部から 5 名の代表者(県北、県中、県南、会津、浜通りから各 1 名推薦)、建築士会青年委員長及び女性委員長で構成し、建築士会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

4 審査会は、この要綱に定められた事項を審議するほか、会長の諮問に応じ、住宅建築賞に関する事項を審議するものとする。

5 審査会の会議は、会長が招集する。

6 審査委員の任期は 2 年とし、補欠の審査委員の任期は前任者の残留期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (審査委員長)

第 5 条の 2 審査会に審査委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 審査委員長は審査会を主宰する。

3 審査委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

### (事業年度)

第 6 条 この事業の年度は、理事会にて定める。

### (補 則)

第 7 条 この要綱に定めのない事項で必要な事項は、理事会で別に定める。

### (付 則)

この要綱は、平成 17 年 12 月 21 日から施行する。

### (付 則)

この要綱は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

### (付 則)

この要綱は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

## 「ふくしま住宅建築賞」表彰基準

平成 23 年 5 月制定

平成 28 年 12 月改定

1. 「ふくしま住宅建築賞」に定める、最優秀賞、優秀賞、特別賞、奨励賞、入賞及び福島県知事賞は、以下により選考し、表彰する。
2. 各賞の表彰基準は次に定めるものとする。
  - (1) 最優秀賞、優秀賞、奨励賞及び福島県知事賞は別に定める審査項目により審査し、地球環境にやさしく、地域の周辺環境に調和し、美しい景観の形成に寄与するとともに、安全で安心で快適であるという観点から、外構を含めた住宅全体を総合的に評価する。

ただし、福島県知事賞の評価にあたっては、上記で定める観定のほか、次に掲げるような観点も加えるものとする。

    - ① 設計者、施工者及び資材供給者等の連携がなされているもの。
    - ② 県産木材、県産の建築材料等の地域資源を活用しているもの。
    - ③ 大工、左官等技能者の持つ伝統的スキルが活かされているもの。
  - (2) 特別賞は、次に掲げるような特別な工夫や取り組みにより、建築主の要望に的確に答えている点などを特に評価するものである。
    - ① 古い民家や蔵等を利活用し、新たな住まいとして再生させたもの
    - ② 県産の資材を効果的に使用し、その良さを十分に表現しているもの
    - ③ 自然景観や街並み景観に配慮し、美しい景観づくりに大きな貢献があるもの
    - ④ 省エネルギー、再生可能エネルギーの活用など低炭素社会に貢献するもの
    - ⑤ 各建築技能（大工、左官、瓦、板金、木製建具等）の分野で伝統的工法の伝承に努められているもの
    - ⑥ 新しい建築技法の開発に努め、優良な住宅づくりに貢献しているもの
    - ⑦ その他、審査会が審査項目とは別に、特に優れていると評価するもの
  - (3) 入賞は、第一次審査（書類審査）を経て、現地審査の対象となったものの内、最終審査において他の賞に該当しないものに与える。
3. 受賞対象者については、次に定めるものとする。
  - (1) 最優秀賞については建築主、設計者、施工者の三者とする。
  - (2) 福島県知事賞については建築主、設計者、施工者、技能者の四者とする。
  - (3) 優秀賞、奨励賞、特別賞、入賞については応募した建築主並びに応募者とする。
4. 「ふくしま住宅建築賞」実施要綱の第 1 条に定める趣旨を勘案し、以下に示す事項に該当する者など、社会通念上、表彰を行うことがふさわしくないと判断される場合は、当該者に対する表彰は行わないこととする。
  - (1) 罰金刑以上の刑に処せられ、その刑の言い渡しの効力が消滅していない者（執行猶予期間を含む）
  - (2) 建築士法第七条に定める絶対的欠格事由に該当する者
  - (3) 建築士法第八条に定める相対的欠格事由に該当する者
  - (4) 建築士法第十条に定める懲戒処分を受けた者
  - (5) 社団法人日本建築士会連合会で定める建築士会会員倫理規定に反する者

# 審 査 項 目

(ふくしま住宅コンクール審査会)

審 査 項 目		審 査 の 要 点
全 体	配置計画	土地の有効活用、隣地との離れ周囲への配慮など 住宅計画と外構計画との調和
	外 観	形状・色彩・質感などのデザイン性 色彩・高さ・ボリュームなど街並みや自然との調和 地域の景観への配慮
計 画	平面計画	空間的バランス、動線計画、日照・通風計画、方位など 地域の気候風土への配慮
	構造計画	構造的バランス、構造部材の選択、耐震計画など
	設備計画	配管・配線計画、空気環境計画、照明計画 厨房機器、浴室、トイレ等設備、照明設備
	高齢化対策	ユニバーサルデザイン、バリアフリー、高齢者対策性能
施工技術		施工技術の創意工夫・新技術の導入 伝統工法等の活用や改善 大工、左官、瓦、板金、その他の施工技能の高さ 地域の大工・工務店、設計者等の連携・協働
環境への配慮		総合的耐久性、維持管理の容易性 断熱等省エネルギー性能 太陽光、風力等再生可能エネルギーの活用 雪対策、塩害対策、結露対策等地域性への配慮
材 料		県産木材、県産の建築材料等の地域資源の有効活用 資材や材料の品質、安全性の確保